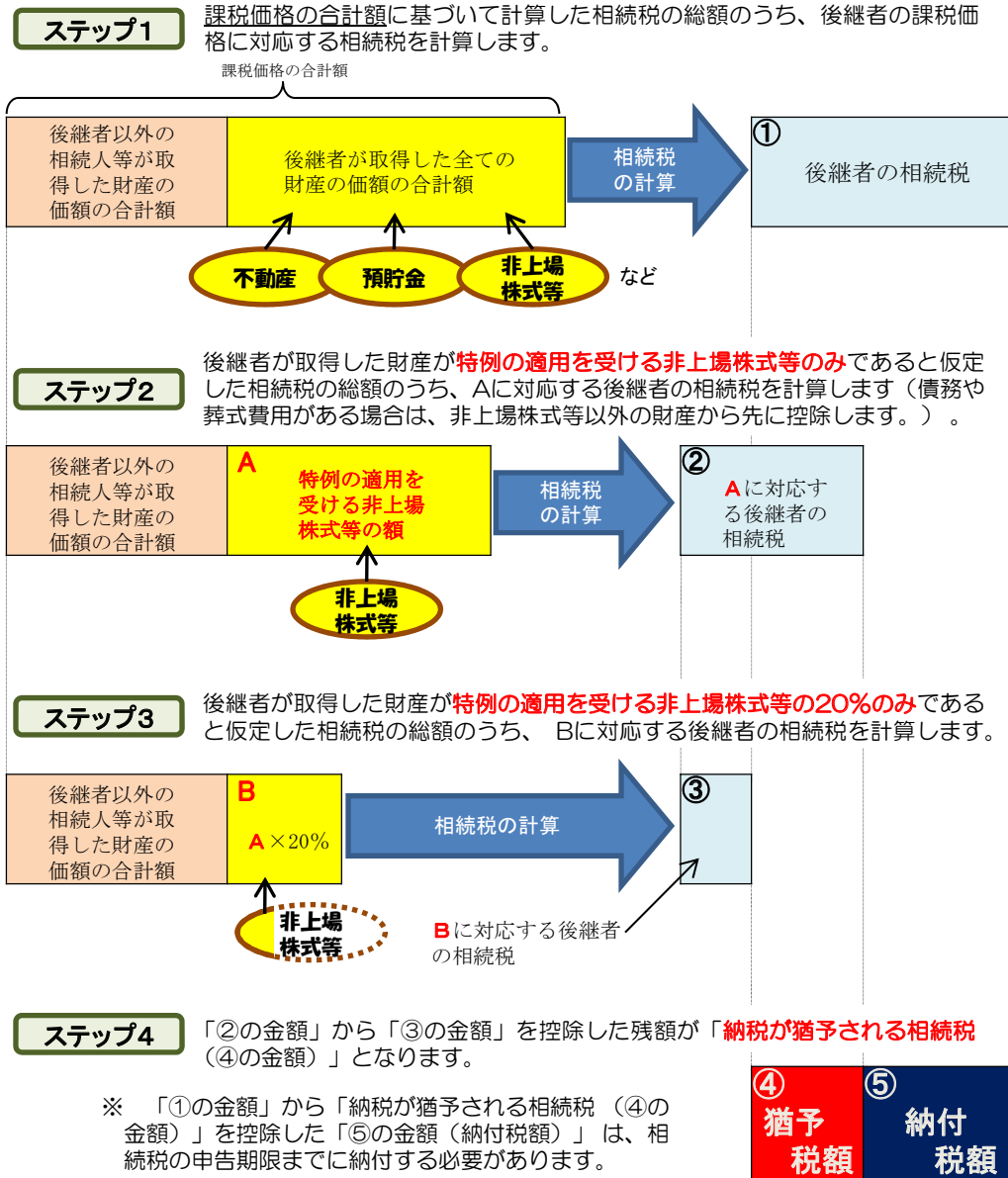


＜納税が猶予される相続税などの計算方法＞



「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして、計算した価額となります。

◆ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

- 「a」… 後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数
- 「b」… 後継者が相続開始の前から保有する非上場株式等の数
- 「c」… 相続開始の直前の発行済株式等の総数

区 分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合 非上場株式等の数 (a)
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合 発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数 (b) を控除した数 ($c \times 2 \div 3 - b$)

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限ります。
- 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限ります。